

令和 6 年度

Ⅱ 防犯・不審者対応マニュアル

一般社団法人 久喜市学童保育運営協議会

目次

1. 在所中の児童の安全確保.....	3
1.1 不審者侵入の防止・侵入時の被害拡大防止の取組み.....	3
1.2 不審者侵入時の対応.....	4
1.3 事件発生後の対応	5
【補足コメント】児童を取り巻く犯罪について	6
【別紙】不審者侵入時の対応フロー.....	7
参考文献.....	8
作成・改訂履歴	9

1. 在所中の児童の安全確保

1.1 不審者侵入の防止・侵入時の被害拡大防止の取組み

1.1.1 クラブ内への不審者侵入防止策

当クラブでは、下記のとおり不審者が侵入しにくい施設の改善や設備の導入を行っています。

- ・ 来訪者確認用のインターフォンの設置
- ・ 侵入監視のためのセンサーライトの設置
- ・ 出入口の限定
- ・ 非常警報装置の設置

主任、上席職員または指示を受けた職員は、不審者侵入の防止のため、下記の取組みを行います。

- ・ 適切な施錠管理
- ・ 来訪者に対する積極的なあいさつや声かけ、用件の確認
- ・ 来訪者に不審な様子がないかの確認

1.1.2 不審者侵入時の被害拡大防止策

(1) 日常の取組

クラブへの不審者侵入防止のほかに、侵入時の被害の拡大を防止し在所中の児童の安全を確保する観点から、主任、上席職員またはその指示を受けた職員は下記のような取組を行います。

<当クラブでの取組>

- ・ 職員への配布、職員間の読み合わせ等による本マニュアルの周知
- ・ 定例会の実施やメール配信等により職員間で緊急時の対応を共有
- ・ クラブ内で緊急時の対応フローや連絡先、避難経路等を周知徹底、重要事項を目につく場所に掲示
- ・ 避難訓練の実施（1.1.2 (2)参照）
- ・ 職員の役割分担の決定、別紙の対応フローに記載（1.2 参照）
- ・ 防犯用具（※1）の用意・管理・使用訓練

<児童との取組>

- ・ 児童の点呼をとり来所状況を把握

- ・ 外遊び、屋内の活動で児童の場所を常に把握
- ・ 緊急時のクラブ内での行動の指導（不審者らしき人をみかけたら周りの人にすぐに伝える、職員の指示に従う、職員がいない場合は助けを求めながら遠ざかる、避難経路の確認）
- ・ 避難訓練の実施（1.1.2 (2)参照）

＜保護者・地域機関との取組＞

- ・ 学校や警察等の関係機関と不審者情報などを随時共有
- ・ メール等の情報配信システムやクラブだより等を通じた保護者への情報提供
- ・ 保護者への緊急時の対応方針の説明と協力依頼（緊急時の児童の引渡し等）

(2) 訓練の実施

不審者侵入の事態が発生した場合、迅速かつ適切に対応できるように定期的に避難訓練を行い、緊急時の職員の役割分担や行動、児童の避難経路等について確認します。主任、上席職員は、協議会作成の安全計画に基づき計画的に訓練を実施します。実施にあたっては、時間帯や被害状況について、複数のケースを想定します。

主任、上席職員または指示された職員は、実施した状況等を記録し、緊急時により適切な対応がとれるよう改善策を検討します。

避難訓練の計画（実施内容、担当等）は、安全計画に定めています。

1.2 不審者侵入時の対応

不審者がクラブ内に侵入した場合、職員は、まずは児童の安全確保を最優先します。その上で職員自身の安全を確保し、不審者対応にあたっては可能な限り複数で対応します。

不審者侵入時の対応を、**別紙「不審者侵入時の対応フロー」**に示します。主任、上席職員及び職員は、事前に決めた緊急時の役割分担をもとに、連絡訓練や避難訓練等を実施して備えます。

1.2.1 不審者を発見した場合

職員は、クラブ内で不審な様子の人物を目撃した場合には、声をかけて来訪用件を尋ねる、受付に案内する等の対応により、不審者かどうかの見極めを行います。

そして、来所にあたって正当な理由がないと判断した場合は、クラブ外への退去を促します。相手を刺激しないよう丁寧な態度を心がけるとともに、安全のために一定の距離を保って会話をするようにします。また、職員 1 人だけで対応しようとせず、周りに応援を求めて

複数人にて対応します。

退去要請に応じてクラブ外にでた場合にも、再び侵入を試みる可能性があるため、しばらく行動を注視するようにします。同時に、警察や学校等にも連絡して情報を共有するようにします。

1.2.2 不審者が退去要請に応じない場合

不審者が退去要請に応じずクラブ内に居座る場合、職員は、ただちに 110 番通報を行います。この場合、警察に通報する職員、不審者の対応をする職員、児童の安全を確保する職員といった役割分担をして対応します。

不審者の対応をする職員は、相手を刺激しないように注意しつつ、できるだけ児童から離れた場所へ誘導します。暴力行為等が見られた場合には、手元にある椅子や机、棚などを用いて移動を阻止する、さすまた等を用いて相手の動きを封じるなどして警察の到着を待ちます。また、負傷者が出た場合には救急車に出動要請を行います。

不審者対応は、不審者を捕まえることを目的とするものではありません。あくまで、不審者を児童等から遠ざけて警察が到着するまでの時間を稼ぎ、児童の安全を確保するために行うものです。

1.3 事件発生後の対応

主任、上席職員及び事務局長は、不審者の侵入などの事件が発生した場合、警察の聞き取り調査への対応、児童への説明および保護者や近隣住民への説明、そして事件の発生原因および被害拡大の要因を検討し、再発防止に向けた取組を実行します。

1.3.1 児童および保護者や地域への説明

主任、上席職員及び事務局は、事件発生の状況を、客観的な事実、職員の取った対応、児童の様子、再発防止に向けた取組に沿って整理し、メールの配信やクラブホームページへの掲載等により、保護者や地域住民に対して説明します。事件が重大な場合は、理事長の判断により、臨時保護者会の開催等も検討します。

1.3.2 再発防止策の検討

主任、上席職員及び事務局は、不審者の侵入を許してしまった原因および被害が拡大してしまった要因等を検討し、今後の改善事項をまとめて再発防止策を講じます。再発防止策は、当クラブ内だけでなくメールの配信やクラブホームページへの掲載等により、保護者や地

域住民に対しても説明します。

1.3.3 児童への精神的ケア

職員は、事件の再発防止のため、児童への注意喚起を行います。また、事件に直接かかわった、あるいは目撃した児童の心の傷は、事件の大きさに比例して大きなものとなると予想されるため、事務局長と相談の上、状況に応じて専門家によるカウンセリングの実施をします。

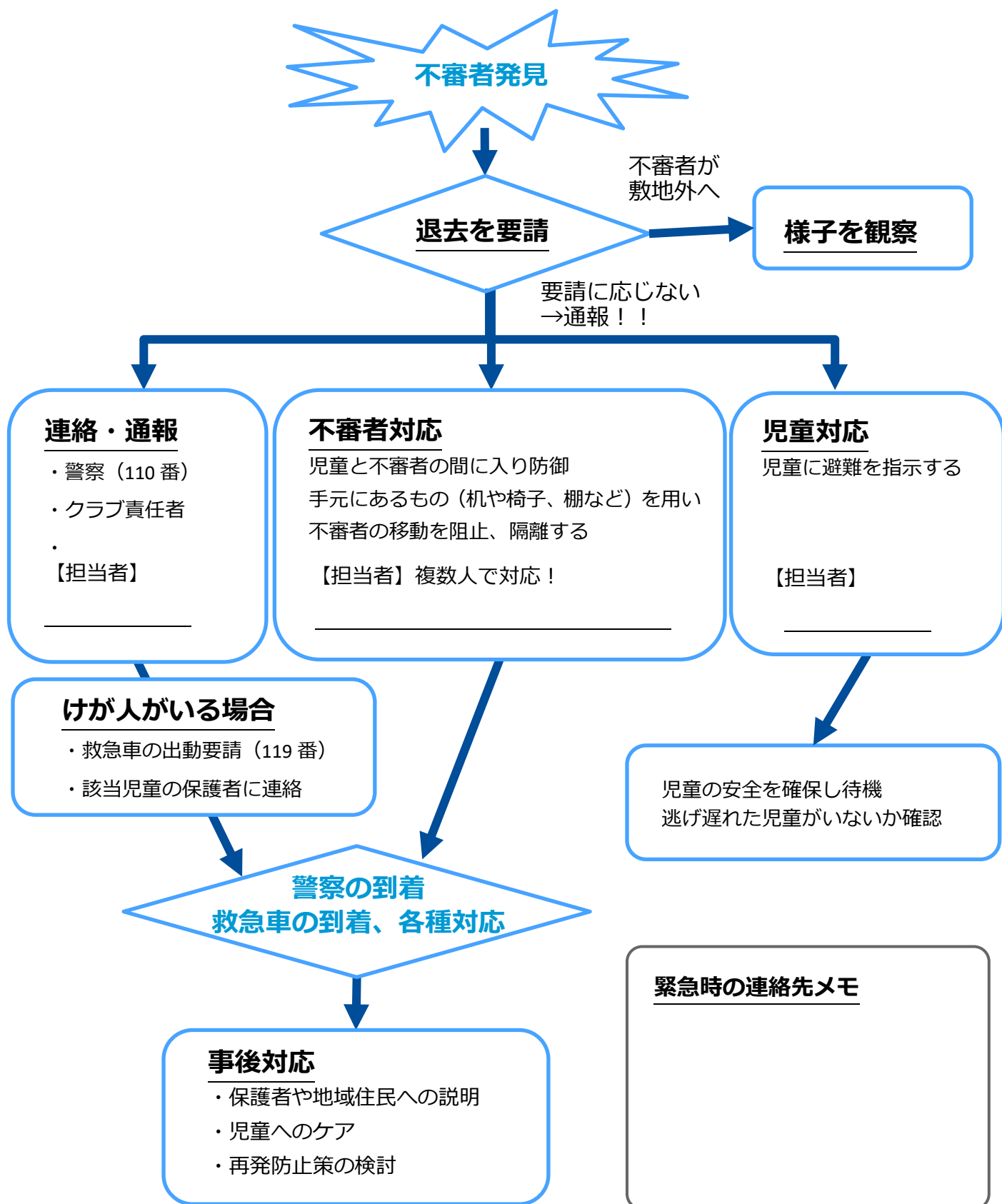
【補足コメント】 児童を取り巻く犯罪について

昨今の社会情勢の変化に伴い、児童を取り巻く犯罪も多様化、複雑化しています。下記にあげた例を参考に、放課後児童クラブとしても対応を常に検討してアップデートしていくようにしましょう。

- ・ドローンでの盗撮やスマホカメラの高性能化に伴うのぞき・盗撮
- ・面会禁止の親が迎えに来ることによる児童連れ去り
- ・放課後児童クラブの職員による児童への性犯罪
- ・放課後児童クラブが SNS やホームページに写真を掲載することによるトラブル
 - 児童や職員の写真の掲載による個人情報の特定
 - 水着姿の掲載による性被害
- ・児童が使用するインターネットや SNS に起因するトラブル
 - コミュニティサイトでの危険な出会い
 - 自撮り画像の送信による性被害

【別紙】不審者侵入時の対応フロー

※実際のクラブの実情にあわせて修正するようにしましょう



参考文献

- ・厚生労働省「放課後児童クラブ運営指針」（2015 年）
- ・厚生労働省「放課後児童クラブ運営指針解説書」（2017 年）
- ・社会福祉法人葛葉学園「平成 29 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 放課後児童クラブの事故・災害対応等マニュアルに関する調査研究」（2018 年）
- ・文部科学省「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（2018 年）
- ・全国学童保育連絡協議会「学童保育の安全対策・危機管理～「安全対策・危機管理の指針」づくりの手引き～」（2018 年）
- ・岡山県「学校等における児童等の安全確保に関する指針」（2007 年）
- ・杉戸町「危機管理・安全対策マニュアルについて」（2015 年）
- ・富士見市社会福祉事業団「放課後児童クラブの危機管理マニュアル」（2020 年）
- ・熊本県教育委員会「熊本県放課後子ども教室 安全管理の手引き」（2013 年）
- ・和束町「わづか放課後児童クラブ危機管理マニュアル」（2023 年）

作成・改訂履歴

作成・改訂日	作成・改訂内容	見直し(再点検)予定日
2020/11/26	不審者侵入の場合の危機管理 マニュアル	
2024/3/1	防犯・不審者マニュアル (改訂)	2025/3/1

